

伊勢市農業委員会 第235回 総会議事録

日 時	令和7年7月15日（火）13時55分～14時50分
場 所	御菌総合支所 2F 2-4会議室
出席委員	17名 1番 中川 亜沙美 2番 森 美江 3番 橋本 博行 4番 山添 久憲 5番 金森 克實 6番 南平 博哉 7番 中山 隆文 8番 中西 重喜 10番 濱口 節生 11番 澤村 元弘 12番 森川 正弘 13番 中西 善夫 14番 森 義孝 16番 出口 勝信 17番 中西 正夫 18番 奥野 隆史 19番 大西 正義
欠席委員	2名 9番 松野 武史 15番 松岡 壯次
総会出席職員	農業委員会事務局 西村 明裕（局長） 中野 雅之（係長） 伊藤 和也（主事）
会議録署名者	6番 南平 博哉 16番 出口 勝信
付議事項	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第2号 事業計画変更承認申請について 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第5号 非農地証明願について 議案第6号 伊勢市農用地利用集積等促進計画について （農地中間管理機構への意見提出及び要請分）
報告事項	1. 農用地利用集積計画の中途解約について 2. 農地の転用事実に関する照会書について（津地方法務局伊勢支局より） 3. その他

議 長	定刻より少し早いですが、ただいまから、伊勢市農業委員会第235回総会を開会いたします。 本日の出席者は<u>17</u>名であり、在任委員の過半数を超えております。よって、会議は成立をいたしております。 本日の会議録署名者につきましては、慣例によりまして、議長より指名させていただいて、ご異議ございませんか。 (異議なしの声多数あり) ご異議なしということでございますので、 6番の 南平 博哉 さん 16番の 出口 勝信 さん のご両名にお願いいたします。 それでは審議に入りたいと思います。事務局お願いします。
局 長	それでは付議事項につきまして提案させていただきます。 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第2号 事業計画変更承認申請について 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第5号 非農地証明願について 議案第6号 伊勢市農用地利用集積等促進計画について (農地中間管理機構への意見提出及び要請分) 以上6件でございます。よろしくお願いいたします。
議 長	それでは議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。
係 長	では、初めに本日配布しました資料等を確認させていただきます。写真資料及び地図、6号議案の差替と正誤表を配布いたしました。不足のある方は、お知らせください。 それでは、ご説明をさせていただきます。1ページをお願いします。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」でございます。件数は4件、田が6筆3,466㎡、畑が8筆2,426㎡の計14筆5,892㎡でございます。

次のページをお願いします。内訳といたしましては、全て所有権移転でございます。詳細についてご説明いたします。

それでは1－1ページをご覧ください。

1番、こちらは贈与でございます。受人は楠部町の田2筆（うち1筆、現況：畑）を譲り受けたいとの申請にございます。申請地は楠部町地内に点在する農業振興地域内 農用地区域内農地【乙1043-1】及び農業振興地域外農地【乙1104】でございます。現地調査の結果、耕作地【乙1043-1】と荒廃農地【乙1104】と判断されました。稼働人員は2名でございます。

2番、こちらも贈与でございます。受人は二見町荘と二見町西地内の田5筆（うち2筆、現況：畑）と畑4筆（うち1筆、現況：田）の計9筆を譲り受けたいとの申請にございます。申請地は二見町荘及び二見町西地内に点在する農業振興地域内 農用地区域外農地でございます。現地調査の結果、耕作地【1412、1413、387-2、389-2】、遊休農地【147-1、148、129-1】、荒廃農地【178、188-1】と判断されました。稼働人員は2名でございます。

3番、こちらは売買でございます。受人は、二見町西の畑2筆を譲り受けたいとの申請にございます。申請地は二見町今一色地内 市営住宅今一色団地より東へ240mに位置する農業振興地域内 農用地区域外農地でございます。現地調査の結果、耕作地【1006-2】と荒廃農地【1006-32】と判断されました。稼働人員は2名でございます。

4番、こちらも売買でございます。受人は小俣町宮前の田1筆を譲り受けたいとの申請にございます。申請地は小俣町宮前地内 小俣さくら園より南西へ40mに位置する農業振興地域内 農用地区域内農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。稼働人員は3名でございます。

現地調査の結果、荒廃農地を含む1～3番については、新規耕作者のため営農計画書が提出されています。

1番は、荒廃農地については、雑草・雑木を処理した後に起耕して、果樹・葉物野菜を栽培し、耕作地である田では水稻を栽培することです。なお、必要な農機具類は親戚から借用で対応するとともに、

議 長	親戚に教わりながら農業を行うとのことでした。 2 番は、荒廃農地については、南にある墓地へ水が通っているため耕作しないで欲しいと言われているとのことですが、近隣土地の所有者と話し合いの後、じゃがいもを栽培する予定とのことでした。荒廃農地以外においては、田では水稻、畑ではさつまいもとトウモロコシを栽培するとのことでした。なお、渡人である父親に連れ添って、農業経験が約 35 年あるとのことでした。 3 番は、荒廃農地については、業者に依頼して整地し、果樹（ブルーベリー）を栽培するとのこと、耕作地では、各種野菜を栽培するとのことでした。農業経験は、前住所地において家庭菜園を約 20 年されていたとのことでした。 以上により、1～3 番の営農計画については、事務局において適正であると判断いたしました。 <u>なお、1～3 番は新規取得であるため、許可後の耕作状況確認を推進委員に依頼します。</u> 議案第 1 号の説明は、以上でございます。書類の審査及び現地調査の結果、いずれも農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可相当としております。ご審議のほどよろしく申し上げます。 事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたらご発言をお願いいたします。 （異議なしの声あり） ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、1 号議案を承認いたしたいと思っております。ご異議ございませんか。 （異議なしの声多数あり） 異議なしということでございますので、議案第 1 号の農地法第 3 条の規定による許可申請については、これを承認し、許可することに決定いたしました。 続きまして議案第 2 号 事業計画変更承認申請についてを議題といたし
------------	---

係 長	ます。事務局説明をお願いします。 2 ページをお願いします。 議案第 2 号「事業計画変更承認申請について」でございます。件数は 1 件、内訳といたしまして、田のみ 1 筆の 305 m²でございます。詳細についてご説明いたします。 次ページ（2－1）をご覧ください。 1 番、こちらは令和 7 年 4 月 15 日付で農地法第 5 条にて許可した、売買による宅地造成でございました。申し出によりますと、当初の土地共有持分【福井大祐 10 分の 9、福井香野子 10 分の 1】に誤りがあったことから、正しい持分【福井大祐 2 分の 1、福井香野子 2 分の 1】に訂正をしたいとの申し入れがあったため、事業計画変更を申請したものでございます。なお、転用申請が【5 条－1 番】で提出されておりますので、その際に改めてご説明いたします。 議案第 2 号の説明は、以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。
議 長	事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたらどうぞ。
出口委員	持分の誤りをどういう資料に基づいて、誤りだったと判断したのか。
係 長	明確な資料があるわけではなく、当初の段階で、申請者は行政書士に 2 分の 1 ずつと伝えていたが、行政書士は 10 分の 9 と 10 分の 1 と聞いたということで認識の行き違いがあった様です。一般的には、金銭の負担割合で決めることが多いと聞いています。
議 長	他にございませんか。 （異議なしの声あり） ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、2 号議案を承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

議 長 係 長	(異議なしの声多数あり) 異議なしということでございますので、議案第2号「事業計画変更承認申請について」については、これを承認することに決定いたしました。 続きまして議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。 3ページをお願いします。 議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」でございます。件数は3件、内訳といたしまして、田が3筆 1,785 m²、畑が1筆 85 m²の計4筆 1,870 m²でございます。詳細についてご説明いたします。 次ページ(3-1)をご覧ください。 1番、申請者は西豊浜町の畑1筆を、宅地の拡張としたいとの申請にございます。申請地は西豊浜町地内 伊勢市豊浜支所より北東へ80mに位置する第3種農地でございます。本申請地につきましては、昭和43年頃に先祖が隣接地に住宅建築した際、住宅敷地として一緒に工事をしてしまったとのことで、始末書が添付されております。よって現地調査も行いましたが、内容のとおりと確認いたしましたので、現況地目は棒線表記となります。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除としては現状のまま使用して問題ないとのことでございます。 2番、申請者は鹿海町の田1筆について、貸駐車場5台分としたいとの申請にございます。申請地は鹿海町地内 国道23号 鹿海町交差点より北東へ110mに位置する第3種農地でございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことでございます。そして本案件は、「資材置場等の取扱い」に該当します。そのため、事業計画書の提出を求め、内容を審査しました。申請地の周辺には住宅や複数のアパートがあり、家族用の駐車場として需要が見込めることから、事務局において恒久転用に該当すると判断いたしました。 3番、申請者は御薊町長屋の田2筆を、長屋住宅 3棟 建築面積472.61 m²と駐車場等としたいとの申請にございます。申請地は御薊町長屋地内 市立御薊小学校より東へ20mに位置する第3種農地にござい
---	--

		ます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。排水は北側既設下水道へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことでございます。そして、本案件は、転用面積が 1,000 m²を超えるものでもありますことから、都市計画法第 29 条に基づく開発案件に該当するものでございます。お認めいただきましたら、再度許可を保留して開発許可日と同日付で許可したいものでございます。なお、埋蔵文化財包蔵地内であるため届出等の手続きが必要となる、文化財保護法第 93 条に基づく案件に該当するものでございます。この場合、県教育委員会からの工事着工許可がないと許可できません。そのため、担当部署に確認したところ、令和 7 年 5 月 1 日に発掘届が提出され、5 月 26 日に県教育委員会から工事着工許可の通知が交付されたとのことでした。 議案第 3 号の説明は、以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。
議	長	事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたらどうぞ。
係	長	1 番について、4 条と非農地証明願の違いは何か。 非農地証明は建物が建っている場合で 20 年以上経過している場合に提出していただくものですが、1 番は住宅の入口で建物がないので、20 年以上経過している証明書類を提出していただくことが出来なかったもので、4 条申請で提出していただいています。
議	長	他にございませんか。 (異議なしの声あり) ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、3 号議案を承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。 (異議なしの声多数あり) 異議なしということでございますので、議案第 3 号「農地法第 4 条

係 長	の規定による許可申請について」については、これを承認し、許可することに決定いたしました。なお、3番につきましては、開発案件でありますので、開発許可日と同日付で許可することを条件とすることで決定いたしました。 続きまして議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。 4ページをお願いします。 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」でございます。件数は13件、内訳といたしまして、田が10筆4,039㎡、畑が18筆7,117㎡の計28筆11,156㎡でございます。詳細についてご説明いたします。 次ページ（4－1）をご覧ください。 1番、こちらは売買でございます。こちらは2号議案にてお認めいただきました事業計画変更【持分を各2分の1へ】にともなって、申請された案件で、受人は、小木町の田1筆を譲り受けて、自宅を建てるために宅地造成をしたいとの申請でございます。通常の農地転用では、住宅建築としなければならないところですが、本申請は造成のみの転用申請です。これは申請地が都市計画法第8条第1項第1号に規定されている用途地域内であることから、農地法第4条第6項第3号及び農地法施行規則第57条第1項第5号に規定される、住宅その他の施設の用に供される土地を造成するために農地を農地以外に造成される事が確実と認められるという規定に該当し、例外的に許可し得る案件でございます。申請地は小木町地内 イオンタウン伊勢ララパークより南東へ50mに位置する第3種農地でございます。本申請につきましては、5条許可済の農地です。よって現地調査も行いましたが、内容のとおりと確認いたしましたので、現況地目は棒線表記となります。排水は東側既設下水道へ放流とし、被害防除として擁壁と法面を設置するとのことでございます。 2番、こちらでも売買でございます。受人である岩渕1丁目で不動産業等を営む株式会社丸彦 代表取締役 酒徳泰彦さんが、神久3丁目の田2筆を譲り受けて、分譲宅地 3区画としたいとの申請でございます。通常の農地転用では、住宅建築としなければならないところですが、本申請は造成のみの転用申請です。これは申請地が都市計画法第8条第1項第1号に規定されている用途地域内であることから、農地法第4条第6項第3号及び農地法施行規則第57条第
------------	--

1 項第 5 号に規定される、住宅その他の施設の用に供される土地を造成するために農地を農地以外に造成される事が確実と認められるという規定に該当し、例外的に許可し得る案件でございます。申請地は神久 2 丁目地内 県立伊勢工業高等学校より西へ 150m に位置する第 3 種農地でございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。排水は合併浄化槽を経て南側既設道路側溝へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことでございます。

3 番、こちらも売買でございます。

受人である岩渕 1 丁目で不動産業等を営む株式会社丸彦 代表取締役 酒徳泰彦さんが、神久 3 丁目の田 2 筆を譲り受けて、分譲宅地 8 区画 1,619.76 m²と道路等したいとの申請でございます。こちらも 2 番と同様に例外的に許可し得る案件のため、その説明は省略します。申請地は神久 2 丁目地内 県立伊勢工業高等学校より西へ 110m に位置する第 3 種農地でございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。排水は合併浄化槽を経て東、西及び北側既設道路側溝へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことでございます。そして本案件は、転用面積が 1,000 m²を超えるものでもありますことから、都市計画法第 29 条に基づく開発案件に該当するものでございます。お認めいただきましたら、再度許可を保留して開発許可日と同日付で許可したいものでございます。

4 番、こちらも売買でございます。

受人は磯町の畑 1 筆を譲り受けて、駐車場 7 台分（家族用 5 台及び来客用 2 台）としたいとの申請でございます。

申請地は、磯町地内 豊浜西保育所より東へ 190m に位置する第 2 種農地でございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透及び北側既設排水路へ放流とし、被害防除としては現状のまま使用して問題ないとのことでございます。

なお本案件は、建築物の建築を伴わない資材置場等の取扱いにあたりますが、受人は隣地に居住しており、家族等が使う駐車場です。そのため、事務局において、「資材置場等の取扱いに該当しない」と判断いたしました。

5 番、こちらも売買でございます。受人である松阪市中央町で不動産の売買・賃貸・管理等を営む株式会社北村 H D 代表取締役 北村俊治さんが、村松町の畑 1 筆を譲り受けて、令和 7 年 6 月に取得済みである隣地の宅地 1 筆 1,867.12 m²と一体利用して、進入路を整備し貸駐車場 4 台としたいとの申請でございます。申請地は村松町地内 国道 23 号 村松町 1 交差点より

南へ30mに位置する第3種農地でございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除としては現状のまま使用して問題ないとのことでございます。なお本案件は、建築物の建築を伴わない資材置場等の取扱いにあたりますが、受人は取得した隣地に付随する貸借用建物も所有しており、借用者用への貸駐車場にする計画です。そのため、事務局において、「資材置場等の取扱いに該当しない」と判断いたしました。

6番、こちらでも売買でございます。受人である名古屋市中区新栄2丁目不動産の売買・賃貸・管理等を営む株式会社マックホールディングス代表取締役 松井伸介さんが、村松町の畑1筆を譲り受けて、村松町で産業廃棄物の収集、運搬及び処理業や自動車等の売買及び輸出入等を営むマックメタル 株式会社 代表取締役 松井伸介さんに、駐車場19台分【大型車両9台を含む】及び中古車展示場24台分として貸し出したいとの申請にございます。申請地は、村松町地内 国道23号 村松町1交差点より南西へ340mに位置する第2種農地でございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除としてフェンスを設置するとのことでございます。そして本案件は、「資材置場等の取扱い」に該当します。そのため、事業計画書の提出を求め、内容を審査しました。事業経営の拡大と安定を図り、借人は申請地の向かい側で事業展開しているが事業用地を借用することで、手狭になっている展示場を拡充できる等経営の安定化が図れることから、事務局において恒久転用に該当すると判断いたしました。

7番、こちらは使用貸借でございます。

借人は、東大淀町の畑1筆を父親から借り受けて、駐車場3台分として貸し出したいとの申請にございます。申請地は東大淀町地内 市立東大淀小学校より西へ330mに位置する第2種農地でございます。現地調査の結果、事前着工と判断されました。そのため、始末書の提出を求めたところ、令和5年11月に転用許可を受け住宅を建築した際に一緒に整地を実施してしまったとのことでした。よって、現況地目は棒線表記となります。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことでございます。

8番、こちらは売買でございます。受人は二見町荘の田1筆と畑1筆を譲り受けて、2階建て住宅1棟 建築面積146.98㎡としたいとの申請にございます。申請地は二見町荘地内 国道42号 荘2交差点より南西へ120mに位置する第3種農地でございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。建ぺい率は40%、排水は北側既設下水道へ放流とし、被害防除として擁壁

を設置するとのことでございます。

9番、こちらも売買でございます。受人は小俣町元町の畑1筆を譲り受け、2階建て住宅1棟 建築面積78.88㎡としたいとの申請にございます。申請地は小俣町元町地内 伊勢市小俣総合支所より南東へ240mに位置する第3種農地でございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。建ぺい率は27%、排水は東側既設下水道へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことでございます。

10番、こちらも売買でございます。受人は、小俣町元町の畑1筆を譲り受け、駐車場4台分としたいとの申請にございます。申請地は小俣町元町地内 伊勢市小俣総合支所より南東へ250mに位置する第3種農地でございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除としては現状のまま使用して問題ないとのことでございます。なお本案件は、建築物の建築を伴わない資材置場等の取扱いにあたりますが、受人は隣地に居住しており、家族が使う駐車場です。そのため、事務局において、「資材置場等の取扱いに該当しない」と判断いたしました。

11番、こちらは使用貸借でございます。受人は小俣町元町の畑1筆を父親から借り受けて、隣地の宅地 1筆 81.72㎡も同様に借り受け一体利用して、事務所1棟 建築面積67.27㎡としたいとの申請にございます。申請地は小俣町元町地内 近鉄小俣駅より北へ20mに位置する第3種農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。排水は西側既設下水道へ放流とし、被害防除として擁壁を設置するとのことでございます。

12番、こちらは売買でございます。受人である東大淀町で不動産業等を営む有限会社大橋淡水魚養殖場 代表取締役 大橋清さんが、御菌町長屋の田2筆と畑3筆及び現況畑の原野1筆、雑種地1筆、山林5筆を譲り受けて、建売住宅 14棟 建築面積計898.08㎡と道路等766.28㎡としたいとの申請にございます。申請地は御菌町上條地内 伊勢御菌B&G海洋センターより南西へ100mに位置する第3種農地でございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。建ぺい率は26%、排水は東及び北側既設下水道へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことでございます。そして本案件は、転用面積が1,000㎡を超えるものでもありますことから、都市計画法第29条に基づく開発案件に該当するものでございます。お認めいただきましたら、再度許可を保留して開発許可日と同日付で許可した

	いものでございます。なお、転用面積が 3,000 m²を超える案件ですので三重県農業会議の常設審議委員会に諮る案件になります。この 7 月 11 日に開催された三重県農業会議常設審議委員会に諮問しましたところ、適切との答申をいただいたところです。 13 番、こちらも売買でございます。受人である上地町で建築工事業等を営む有限会社秋無建設 代表取締役 中山久男さんが、御菌町小林の田（現況・畑）2 筆を譲り受けて、資材置場及び駐車場 7 台分としたいとの申請にございます。申請地は御菌町小林地内 小林公民館より南東へ 300m に位置する第 2 種農地にございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除として擁壁を設置するとのことでございます。そして本案件は、「資材置場等の取扱い」に該当します。そのため、事業計画書の提出を求め、内容を審査しました。申請地の近隣にある企業の敷地内に重機及び車両を配備して事業活動を行っているが、自己所有地を確保することで事業の安定と拡大を図る目的があることから、事務局において恒久転用に該当すると判断いたしました。 議案第 4 号の説明は、以上でございます。審査及び現地調査の結果、いずれも立地基準・一般基準の要件を満たし、許可相当と判断しております。隣接土地所有者等にも事業説明済みで了承を得ており、改良区の受益地につきましては意見書が添付されております。また、資金面からも転用確実で、転用やむを得ないものと判断しております。ご審議のほどよろしく申し上げます。
議 長	事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたらどうぞ。
山添委員	12 番について、譲受人の法人の代表取締役は譲渡人でもあるが、偶然か。投資目的で保有していたのではないか。
係 長	今となっては分からない。
出口委員	12 番ですが、登記地目と現況地目はどちらが優先されるのか。現況地目が農地だった場合に農地法の許可が必要になるのか。

係 長	その通りです。
出口委員	今回は、申請があつて調査に行っているので現況地目が農地と分かったが、現況地目が農地のまま例えば駐車場に転用されていた場合随時確認をしているのか。例えば航空写真で違反転用しているか確認しているのか。
係 長	随時確認はしていません。12番については、事前相談で現況農地が判明しており、農地台帳にも現況地目で記載があることを確認しました。農地法上では、現況農地であれば農地法の規制を受けることになるためです。
議 長	他にございませんか。 (異議なしの声あり) 異議なしというお言葉を頂き、ほかにご質問もないようでございますので、本件について許可いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。 (異議なしの声、多数あり) 異議なしということでございますので、議案第4号の農地法第5条の規定による許可申請については、これを承認し、許可することに決定いたしました。なお、3番、12番につきましては、開発案件でありますので、開発許可日と同日付で許可することを条件とすることで決定いたしました。 続きまして、議案第5号「非農地証明願について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
係 長	5ページをお願いします。 議案第5号「非農地証明願について」でございます。件数は2件、内訳といたしまして、田が1筆172㎡、畑が2筆180㎡の計3筆352㎡でございます。詳細について説明させていただきます。

議 長	管理機構への意見提出及び要請分)」でございます。件数は 178 件、内訳といたしまして、田が 338 筆 466,138 m²、畑が 1 筆 1,014 m² の計 339 筆 467,152 m² でございます。詳細についてご説明いたします。 内訳といたしまして、 ◇3 年間の利用権（賃貸借権）の設定が 1 件で、田のみ 9 筆 17,961 m²。 ◇10 年間の利用権（賃貸借権）の設定が 132 件で、 田のみ 251 筆 313,978 m²。 ◇10 年間の利用権（使用貸借権）の設定が 3 件で、 田が 3 筆 2,709 m²、畑が 1 筆 1,014 m²、計 4 筆 3,723 m²。 ◇10 年間の利用権（賃貸借権）の移転が 2 件で、田のみ 11 筆 6,826 m²。 ◇18 年間の利用権（賃貸借権）の設定が 40 件で、 田のみ 64 筆 124,664 m²。 以上件数は 178 件、内訳といたしまして、田が 338 筆 466,138 m²、畑が 1 筆 1,014 m² の計 339 筆 467,152 m² でございます。計画の概要につきましては、次ページ（5－1）以降をご覧ください。 議案第 6 号の説明は、以上でございます。この内容でよろしければ、中間管理機構への意見提出と要請を総会後速やかに行うものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。 事務局の説明が終わりました。本案件の 4 番～18 番と 174 番～176 番は、奥野隆史委員に関係する分でございます。ひとまず奥野委員にご退席いただきまして、この件を審議いたしたいと思っております。 （奥野委員 退席） 本件についてご質問、ご異議がございましたらご発言をお願いいたします。 （異議なしの声あり） 異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、本件について承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
------------	---

係 長	(異議なしの声、多数あり) ご異議なしとのことでございますので、議案第6号中の奥野委員に関係する分については承認することに決定しました。 それでは、奥野委員にお戻りいただきたいと思います。 (奥野委員着席) それでは、議案第6号のその他の案件について審議に入りたいと思います。何かご質問、ご異議がございましたらどうぞ。 (異議なしの声あり) 異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、6号議案のその他の案件について承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。 (異議なしの声、多数あり) ご異議なしとのことでございますので、議案第6号「伊勢市農用地利用集積等促進計画について（農地中間管理機構への意見提出及び要請分）」は、これを承認することとし、農地中間管理機構へ意見提出及び要請することに決定しました。 以上をもちまして、本日みなさん方にご審議を頂戴いたします案件は、全て終了いたしました。ありがとうございました。 続きまして、報告事項に入らせていただきます。事務局から報告願います。 続きまして報告事項でございます。次のページをお願いします。 1. 農用地利用集積計画の中途解約について 1件（説明内容記録省略） 2. 農地の転用事実に関する照会書について（津地方法務局伊勢支局より） 1件（説明内容記録省略） 報告事項は、以上でございます。よろしくお願いいたします。
------------	---

議 長	以上が報告事項でございます。報告事項でございますので、特に ご異議がございません限り、ご承認いただきますようお願いいたします。 引き続きまして、「その他」について、事務局ありましたらお願いしま す。
係 長	それでは事務局から2点、連絡させていただきます。 1点目は、今月の現地調査のお願いでございます。 ・7月29日（火） 金森 克實 委員、 中西 正夫 委員 ・7月30日（水） 濱口 節夫 委員、 中西 善夫 委員 にそれぞれお願いをさせていただいております。当日9時までに、 市営吹上駐車場へお越しいただきますようお願いいたします。 2点目は、研修会開催についてでございます。 連絡は以上でございます。よろしくお願いいたします。
議 長	その他、委員のみなさん方からご意見等ございませんか。 それでは、特にないようでございますので、第235回の総会を 閉じさせていただきます。慎重審議をいただきまして、ありがとうご ざいました。

上記のとおり会議の顛末を記し、ここに署名する。

伊勢市農業委員会 総会

議 長 _____

委 員 _____

委 員 _____